

**大阪市舞洲障がい者スポーツセンターのボウリング室維持管理業務  
特記仕様書**

第1条 大阪市舞洲障がい者スポーツセンターのボウリング室維持管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）第1条第2項、第3項に定める仕様はこの特記仕様書とし、使用する用語は、契約書および維持管理業務仕様書で使用する用語と同義語とする。

第2条 仕様書第3条に関する特記仕様事項は、次のとおりとする。

(1) ピンスポッター関係

① 振動部の清掃、注油、ガター点検、交換等

内 容	メンテ	備 考
各種ベアリング部	毎週	※ 注油は1ヶ月毎
各種ギア部	毎週	
各種プーリー部	毎週	
テーブル部	毎日	
各種カム部	毎週	
ディストロビューター	毎日	
バックエンド部	毎日	

② モーターの点検、部品交換等

内 容	メンテ	備 考
ブラシ	毎日	
ブレーク	毎日	
軸受けベアリング	毎日	

③ ベルトの清掃、点検、交換等

内 容	メンテ	備 考
Vベルト	毎週	
ディストロビューターベルト	毎週	

④ 各種センサーの清掃、点検、交換等【メンテ：毎週】

⑤ 各種部品の磨耗・劣化等による交換等【メンテ：毎週】

⑥ 障害者対応機器の点検【メンテ：毎日】

(2) レーン（ガター、レダレー）およびC-90Jフードアンドラック関係

① レーン、ガターの清掃、給油、歪み等の点検【メンテ：毎日】

② レダレーの点検【メンテ：毎日】

③ C-90Jフードアンドラックの点検【メンテ：毎日】

(3) パワーリフト関係

① パワーリフトの点検、部品交換等

内 容	メンテ	備 考
レールゴム部品	毎週	
モーター部分	毎週	上記(1)②と同様
タイヤ部分	毎週	

(4) オートマティックスコアラー関係

① カメラの点検

内 容	メンテ	備 考
レンズ	毎日	
基盤	毎日	
配線、コネクタ	毎日	
電圧	毎日	

② ディスプレイとモニターの点検【メンテ：毎日】

(5) ピン

入れ替え、メンテナンス【メンテ：毎月】

(6) コンピューター関係

① ホストコンピューターの点検【メンテ：毎月】

② モニターの点検【メンテ：毎月】

③ プリンターの点検【メンテ：毎月】

④ 障がい者対応機器の点検【メンテ：毎月】

(7) その他

① ハウスシューズ、ハウスボールの清掃・補修、交換等（随時）

② ボールラック、机、椅子等の清掃（随時）

第3条 保守対象は、次の機器とする。

保守対象機器一覧

- (1) ピンスポッター 4台 82-90XL (AMF社)
- (2) オートマティックスコアラー 一式(4レーン) Withal-C (オリテックス社製)
  - ① システムサーバー
  - ②クライアントパソコン
  - ③レーザープリンター
  - ④操作タブレット
  - ⑤プログラマブルロジックコントローラー
  - ⑥ボール通過センサー
  - ⑦ボール到達センサー
  - ⑧投目センサー
  - ⑨ピンカウントカメラ

⑩ 43インチ液晶モニター

⑪ 音声案内用bluetoothスピーカー

(3) MPインターフェース 一式

(4) L. I. U 一式

第4条 ボウリング室の受付業務は、次のとおり。

(1) 個人利用者の受付

① 受付手順

ア センター受付で発行された「個人使用許可書」を受け取り、記載事項と利用人数を確認した上で、ボウリング室のコンピューターに投球順番予約を入力すること。

イ 一人の投球回数は、原則、平日は1日6ゲーム、土曜日・日曜日・休日および夏休み、冬休み、春休み期間中は3ゲームまでとすること。

ただし、レーンに空きがある場合は柔軟に対応すること。

なお、1回の申込みによるゲーム数は平日は、一人2ゲームとし、土曜日・日曜日・休日は、一人1ゲームとすること。

ウ 受付後、コンピューターに入力するとともに、投球回数表に氏名等を記入し、上記アの投球回数を管理すること。

エ 入力後、利用者におおよその待ち時間を伝えること。

特に聴覚障がい者に対しては、待ち時間の確認および待機中の所在場所の確認をしておくこと。

オ 予約者の投球予定時間のおおよそ5分前に館内放送で呼び出し、ボウリング室内で待機していただくこと。

カ 待機中の予約者にハウスシューズへの履き替えおよび使用ボールを選択していただくよう伝えるとともにノンガター使用の要、不要を確認すること。

キ 投球終了後、スコアシートを渡すこと。(要、不要を確認すること。)

② 利用者対応

ア 利用方法については、わかりやすく説明するとともに言葉遣いに留意し、親切に対応すること。

イ 投球スロープ希望者には、必要に応じてアプローチ上にセッティングするとともに、視覚障がい者に対しては障がい者対応機器使用の要、不要を確認すること。

(2) 団体利用者の受付

① 受付手順

ア 開館前に総合受付で、その日の団体予約の有無を確認する。

イ 予約時間に使用レーンを空けられるように個人利用者の利用調整を図ること。

ウ 「団体使用許可書」のその内容と投球人数を確認し、代表者にハウスシュ

ーズへの履き替えおよび使用ボールの選択を全員に伝えてもらうよう説明すること。

エ センターへの到着が遅れている場合は、レーンを空けずに個人利用者に投球してもらうこと。

オ 予約時間は最大2時間とする。ただし投球は一人1ゲームとし、予約時間内に全員の投球が終了すれば予約時間内であっても終了してもらうこと。

カ 全員の投球が終了した後、スコアシートを渡し、総合受付に人数報告していただくよう代表者に伝えること。

② 利用者対応

個人利用の利用者対応に準ずること。

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。  
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請負契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに発注者へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、「正当な理由なく発注者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、公表及び指名停止を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者が行う調査並びに警察が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により、契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。